

善隣

No.548 通巻815

2024年（令和6年）6月1日発行（毎月1日発行）

2024

6



一般社団法人 国際善隣協会

善 隣

目 次

2024年 6 月号

公開講演会記録

COP28の成果と課題について前川伸也 2

アーカイブス 中国残留孤児・残留婦人の証言藤沼敏子 13

会員彼是

【八幡地区】日本製鉄㈱九州製鉄所を見学して志村照彦 22

陶々俳壇馬場由紀子 25

中国ウォッチング編・訳 上松玲子 26

協会通信・会員だより・同好会だより 28

2024年 6 月の行事予定 29

みんなの写真館 28

(姜晋如、村田嘉明)

—— 善 隣 第548号 通巻815号 ——

2024（令和6）年 6 月 1 日発行

発行所 〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5
一般社団法人 国際善隣協会

TEL 03（3573）3051
FAX 03（3573）1783

発行人 藤沼弘一

編 集 原田克子

編集協力 朝浩之、山谷悦子

印刷所 (有)ゆにおんプレス
TEL 048-834-1201

定価 一部400円 年額4,800円

振替 00120-0-145956

国際標準逐次刊行物 ISSN 0386-0345

©禁無断転載

当協会は、中国ならびに近隣諸国
との相互理解を深め、友好親善・交
流を推進しています。

一般社団法人 国際善隣協会

公開講演会記録

COP28の成果と課題について

一般財団法人地球産業文化研究所 地球環境対策部長 前川伸也



はじめに

COP28は2023年11月末から12月半ばにかけてUAE（アラブ首長国連邦）のドバイにて開催された。本稿では今般のCOPでどのようなことが決まったのか、そしてその課題はなにかなどについて述べていくこととする。その前提としてCOPとはそもそもものなにか、その歴史的な経緯はどのようなものかを明らかにし（Ⅰ）、続いて、直近のCOP特に2021年にグラスゴーで開催されたCOP26の内容を振

り返りながら、COP28の背景を概観し（Ⅱ）、その上でCOP28の結果と成果や今後の課題について述べる（Ⅲ）こととする。「なお発表内容は報告者個人の見解に基づくものであり、報告者が所属する組織の公式見解ではない」

Ⅰ. COPの概要について

1. COPとはなにか

COP（コップ）とは、「締約国会議」（Conference of the Parties）の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。ここ

では、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のCOPについて述べていく。このCOPは、198か国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議であり、毎年開催されている。COPには、各国の政府、学者、NGO、ビジネスリーダーなど、さまざまなステークホルダーが参加し、多様なテーマに関するイベントやセッションが行われ、気候変動に関する最新の情報が交換され、議論が行われている。COPが開催される契機となったのは1992年の地球サミットで気候変動条約の枠組みが採択されたことであり、そ

図表 1 パリ協定までの経緯

1992年	地球サミットで気候変動枠組み条約が採択 → 1994年発効
1995年	COP1開催 ↳ 気候変動枠組み条約では問題解決に不十分であると結論付けられ議定書交渉を行うことが決定。
1996年	COP2開催 ↳ 上記の議定書が法的拘束力を持つものとするのが了承された。ジュネーブ宣言。
1997年	COP3開催 → 京都議定書が採択
1998年	COP4開催 → ブエノスアイレス行動計画が合意 ↳ 京都議定書で合意に至った制度を実施するために必要な取り決めを交渉する計画。
:	
2009年	COP15開催 ↳ 産業革命以前からの気温上昇を2度以内に抑えるという重要な合意がなされた。
2015年	COP21開催 → パリ協定が採択 ↳ 京都議定書に代わる2020年以降の新たな国際枠組み。

【出典】資源エネルギー庁（20220302）COP26を振り返る（前編）

れ以降の時系列は以下の通りである。

気候変動つまり温暖化に対する取り組みを決定したものが1997年の京都議定書であり、それ以降18年を経て、2015年にCOP21が開催されパリ協定が採択されることになる。すなわ

ち京都議定書での取り組みが採択され、そしてそのいろいろな問題点が現出する中、COP21においてはパリ協定という、2020年以降の取り組みが採択されるというのが大まかな歴史である。

2. COPの概要と主な論点

ここでCOPではどのようなことが行われているのか、および主な論点について見ていくこととする。

（1）COPで行われる内容

COPである以上、その主体は気候変動に関する交渉である。政府関係者が条約の中身について交渉を行って決定し、それを成果文書として出すという流れになっているが、ここで重要なポイントは全会一致が原則ということである。1国でも反対すれば採択されないため最終日に向けてギリギリまで（あるいは1日程度延期をして）交渉が行われる。その一方で、各国やオズバー機関が取り組みや活動、研究成果について発表を行う場がある（総

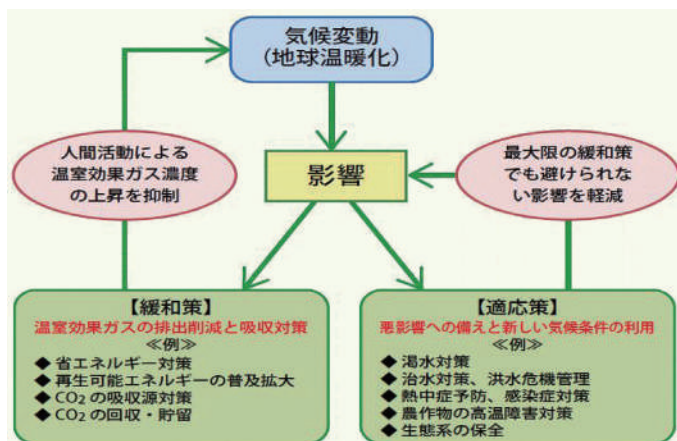
称してサイドイベントという）。そして展示ブースパビリオンでは、各国の取り組みや技術開発の内容等を、展示物を持って情報発信している。日本に関しては、環境省が主催しているジャパンパビリオンがCOP開催会場内にあり、例えば日本企業の水素製造プラントや最新の空気清浄プラント等が展示され、各国の参加者が大変興味を持って視察していた。そして、気候変動交渉の内容に関しては記者会見がプレナリーホールと称する場所で行われる。ここでは毎日の交渉の進捗等が発信され大変な活況を呈していた。

（2）COPにおける主な概念

ここではCOPで検討される議論の内容（概念）について触れておこう（図表2）。

一番上に気候変動（地球温暖化）とあるが、(1)これによる影響をコントロールするために気候変動に対してそもそも気候変動が起らないようにするということと、(2)気候変動が発生した場合にそれに対してどのように対応する

図表2 緩和と適応



【出典】環境省（20120902）気候変動レポート

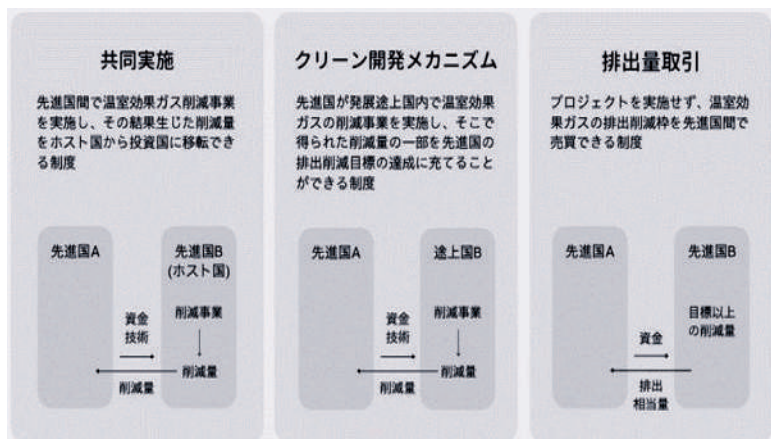
のかということ、気候変動対策はこの2つに大別される。まず、温室効果ガスの濃度の上昇を抑制するというような活動を「緩和策」と言い、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及活動拡大、CO₂の回収や貯留あるいはその再活用といったものは、「緩和策」を指している。一方で、地球温暖化によって影響が発生した場合にどう対応するか、まさに対処療法の内容を「適応策」と呼ぶ。これは干ばつが

起こる場合の渇水対策、洪水を防止する治水対策、熱中症予防や生態系の保全といった取り組みを指す。これら「緩和」や「適応」がCOPでどのように検討されているのかについては後ほど見ていくこととする。

3. 京都議定書について

京都議定書とは1997年に京都で行われた第3回国連気候変動枠組条約COP3で採択された国際的な取り決めで、その特徴は、先進国の温室効果ガス排出量を1990年比5%削減を目標とした点にある。京都議定書では、2008年から2012年まで、先進国全体で温室効果ガス（GHG）を90年比で5%削減するという目標の下、国ごとの温室効果ガスの削減目標もそれに合わせて決定し、EUでは8%、アメリカは7%、日本は6%削減することを約束し、達成できなかった場合には罰則も適用されるというものだった。この京都議定書の目標達成のために京都メカニズムという仕組みが導入された（図表3）。

図表3 京都メカニズムの概要



【出典】NET ZERO NOW（20220201）京都メカニズムとは

第一に、「共同実施」とあるのは、先進国が二つあったときに一つの国でやったものが協力した他国の削減量に転換される仕組みであり、第二として「クリーン開発メカニズム」があり、削減義務のある先進国が途上国の削減に協力した場合にこの部分が先進国の削減分としてカウントされる仕組みであり、第三に「排出量取引」といって、

先進国間で排出量をうまく削減できたところとできないところで削減量（排出量）を取引するという仕組みなどが出来上がり、2008年から12年までを第一期間とし、先進国全体での5%削減がスタートすることとなった。

ではどのような問題があったのか。

第一は2001年3月に、開発途上国がなんの約束もないということや国内の産業、特に石炭、鉄鋼といったところへの影響を懸念して、アメリカが京都議定書を支持しないとして離脱したことである。第二に、先進国と開発途上国の対立が解消されないまま協定が締結されたことであった。先進国は開発途上国にも協力してほしいと主張していたが、開発途上国は「環境問題は先進国が産業革命以降、途上国を収奪して引き起こしたものであるから先進国が大きな責任を負い、主導的に行うべき」と常に主張していて、これが大きな対立のもととなっていた。その結果先進国のみに義務が課され、排出量1位の中国、5位のインドは、途上国扱いでなんの義務も課されなかった

図表4 パリ協定の概要

目的	世界共通の 長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成 できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って 急激に削減。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべき。 （COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク（世界全体での棚卸し）	5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認する。 世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

【出典】環境省（20161130）COP21の成果と今後

ため実効性に大きな疑問が投げかけられた。

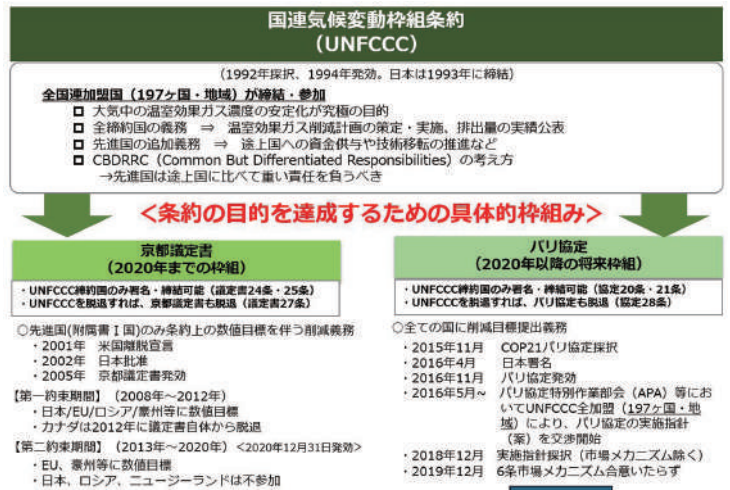
4. パリ協定について

京都議定書における問題点を克服し、全世界として気候変動対策に取り組むために結ばれたのが2015年COP21における「パリ協定」である。

パリ協定は2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り組みとして締結された。本協定では世界共通の目標を産業革命期以降の気温上昇幅を2100年までに2℃以内とし、努力目標として1.5℃以内にするとして全世界での目標が掲げられた。そしてそのために締結国すべてが5年ごとに削減目標を提出、更新することとし、この削減目標のことをNDC（Nationally Determined Contribution）と称した。また、途上国がかねてより主張してきた、先進国による途上国の温暖化対策への支援実施について協定上に明記した。そして削減が可能となるような仕組み作り、例えば、協定6条に規定される「市場メカニズム」などにより、取り組みが加速するようにした。そしてNDCの実行度合いを世界全体で管理する仕組みとしてグローバルストックテイク（GST）が導入された。

こうして2020年以降の温暖化対策としてのパリ協定が締結、実効化することとなった。パリ協定は全条数が

図表5 COPの概要と変遷について



2021年11月 COP26で実施細目が決定

【出典】資源エネルギー庁(20220302)あらためて振り返る「COP26」(前編)

(参考) グローバルストックティクについて

グローバルストックティクは単にPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを回すだけではない。ラチェットシステムといって、目標を5年ごとに常に高くしていく、すなわち高みを目指すような概念設計がなされている。最初のグローバルストックティクが、2023年、まさに去年のCOPのUAEドバイで実施されて、その結果としてどのようなメッセージが発せられるのかに注目が集まった。

II. 直近のCOPについて—COP26(グラスゴー合意)を中心に

COP26で強調されたのは21年から30年までが温暖化防止のためには「決定的に重要な10年である」というメッセージであり、「2021年から30年までの10年間に行動しなければ目標は達成できない」という大きな危機感を

締結国全体で共有することとなった。そしてそのために、最終的に、世界気温の上昇を1.5℃未満に抑えるための目標強化が採択され、パリ協定の実施細目(「ルールブック」)が完成するに至った。ここではCOP26における主な結果と関連する概念や背景について見ていくことにする。

1. IPCC AR6について

各国の削減目標強化の流れを作ったのが気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書(AR6)である。IPCCは気候変動についての最新動向を科学的に検討する国際組織で、1988年に設立され日本を含む195の国と地域が参加している。1990年以降5年または7年ごとに報告書をまとめており、今回が第6回目である。このIPCCの第6次報告書で提示された主な内容は以下のとおりである。第一は「人間の活動の影響が大気、海洋、陸、海を温暖化させていくことに疑う余地がない」ということ、そして、「昨今の異常気象

は当然に人間の活動が影響している」ということ、第二に、このような状況は数百年から数千年において前例のない非常に激しいものであること、そして最大のポイントとしては「COP26までに提出されたNDCをすべて合計しても、2100年においては2・7℃の上昇が想定され、つまり、2℃目標には遠く及ばない」という点であった。さらに努力目標としている1・5℃とするには「2025年の温室効果ガス排出量は減少に反転して2030年までには43%減、そして2050年にはカーボンニュートラルを実現する必要がある」ということも科学的なシミュレーションにより明らかとなった。

2. カーボンバジェットについて

ここでカーボンバジェットという概

念にふれておこう。カーボンバジェットというのは、気温上昇を一定規模に緩和するために追加的に排出が許される温室効果ガスの上限のことをいう。カーボンバジェットは、現状の排出量を維持すると10年から15年でそれをすべて消費してしまうことが明らかになった。バジェットを使い切った後、いくらか削減量を減らしても温暖化は防げないため、10年間に着実な減少が求められることになった。それ故、この10年間で「もっとも重要」という表現をもって全世界へ問題提起されることとなった。

3. 1・5℃と2・0℃の差について

IPCCからはまた、1・5℃の場合と2℃の場合の植生や災害、海洋生物などその影響の度合いというものが示された。ここで重要なことは、1・5℃と2℃では影響の度合いについて大きな違いがあることである。例えば、干ばつによって被害を受ける人口は1・5℃の場合で9・5億人、2℃になると11・5億人と2億人の差が発生する

が、これはちょうどブラジルの人口に匹敵する。0・5℃の差によってブラジル1国分の人々がさらに干ばつに苦しむ可能性があるということになる。さらにサンゴ礁については2℃上昇になると99%が死滅するという結果が示された。サンゴ礁は海洋資源の源であり、もしそれが99%死滅すれば、海洋資源はすべてなくなり人間が生きていくことはほぼ不可能になることを意味する。こういったショッキングなシミュレーションや報告によって2℃目標ではなく、「1・5℃目標の達成が不可欠である」との意識がCOP26において締約国全体に拡大することになる。

4. 各国目標の引き上げとカーボンニュートラル目標

IPCCの報告を受け1・5℃は目標ではなくコミットメントにすべきという問題意識の下、各国は2030年の目標を引き上げにかかる。日本は、例えば2013年比で26%から46・50%減、アメリカも同様に倍近い削減を目標値とした。また、中国もインドも

削減幅を大きくし、またピーク設定をすることによって前向きに取り組もうという意思を示すことになった。

さらに、カーボンニュートラルの実現目標年度についても多くの国が2050年と設定するようになった(図表6)。しかし中国とインドについては、中国は2060年に、インドは2070年にカーボンニュートラルを目指すとしている。排出量上位1位と5位の両国がこういう形で設定していることで世界全体の目標達成は果たせるのか、大きな懸念が残ることとなった。

5. COP26での成果と課題

では、COP26ではどんなことが決まったのか、大別すると以下の4つとなる。第一に1・5℃目標を目指し今世紀半ばまでにカーボンニュートラル達成を行うべく、加盟国に対して2020年の末における2030年の目標見直しを要請したこと。第二がパリ協

図表6 カーボンニュートラル宣言について

すべてのG7諸国が2050年までの排出実質ゼロ目標を共有
大半のG20諸国(黄色でハイライト)も排出実質ゼロ目標を掲げる

目標年	目標を掲げる国(下線は目標を法定または政策文書に明記した国)
すでに達成	ブータン
2030年	バルバドス、モルディブ、モーリタニア
2035年	フィンランド
2040年	オーストリア、アイスランド
2045年	ドイツ、スウェーデン、ネパール
2050年	先進国 オーストラリア、カナダ、ブルガリア、デンマーク、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポルトガル、NZ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、英国、米国、EU 途上国ほか アンドラ、アルゼンチン、ブラジル、ケープ・ベルデ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、フィジー、イスラエル、ジャマイカ、ラオス、リベリア、マラウイ、マーシャル諸島、モンテネグロ、モナコ、ナウル、パナマ、ルワンダ、セーシェル、ソロモン諸島、韓国、南アフリカ、UAE、ウルグアイ、バチカン、ベトナム
2053年	トルコ
2060年	中国、インドネシア、カザフスタン、ナイジェリア、ロシア、サウジアラビア、バーレーン、スリランカ、ウクライナ
2070年	インド、モーリシャス
21世紀後半	マレーシア、シンガポール、タイ、ナミビア、

出典：WRI, 2021年などを基に高村作成

【出典】高村ゆかり(2022.12.19) COP27の成果と気候変動に関わる最近の動向

定に関する実施細目が完成したこと。第三が、先進国から途上国への資金援助に関して、先進国から途上国に対して2014年から年間1000億ドルを気候変動対策として資金を動員するという約束があったにもかかわらず、それが未達成であったため、この取り扱いにつき協議をスタートさせたこと。

第四が、適応策に関して、今後のあり方を検討する「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」をスタートさせたこと。しかしながら途上国がかねてより要望していた気候変動に伴う損失や損害(ロス&ダメージ)をどうカバーするのかについては対立が解消されなかった。

6. ロス&ダメージおよび適応策について

(1) 増大する損失損害

ここでロス&ダメージについて見ていくこととしよう。世界の気候変動に伴う損失額はこの30年間でおよそ3倍強となり、2021年では約36兆円となっている。これはちょうど大阪府1年間のGDPと同額であり、しかも損失額は急速に拡大している。そして、それは日本においても決して他人事ではなく、例えば2018年の台風21号や西日本豪雨での保険の支払いは、東日本大震災の総支払額を超えていて、また2019年の台風19号は、千葉で

大きな被害をもたらしたが、損失額はその年の世界第一ということ、合計で2兆7000億円となっている。このような激甚災害によって多くの損失が全世界で「看過し得ない、今ある危機」として認識されるようになった。

(2) ロス&ダメージを巡る対立

一方、ロス&ダメージは環境問題における先進国と途上国との根深い対立を象徴するものであった。技術力や資金に乏しい途上国は、「世界全体の問題として温暖化を捉えるならば先進国による途上国支援は不可欠であり当然である」と主張してきたが、気候変動影響に対する責任および補償問題について際限がなくなるという懸念から、この点に関する議論、特に資金拠出について、先進国は長い間回避してきた。つまり、先進国からすれば途上国からなにかにつけて「損失だ、損害だ」と無尽蔵にお金を要求されるという懸念があった。しかしようやくCOP26ではこの資金、ロス&ダメージの資金をどうするかを検討を2年間行い、フレー

ムワークをCOP28で決定するという合意がなされた。

(3) 適応に関する議論

気候変動対策のうち対処方策として位置づけられる「適応」については、パリ協定の条文においてGGA (Global Goal on Adaptation) 適応に関する世界全体の目標」という概念の下、その取り組みの必要性が明記されていた。しかし気候変動による影響や最適な適応策というのは、国ごとに異なり個性があるため、その方策をいくつかに類型し標準化することにはなじまないという主張が主に先進国から継続して出されていた。この背景には、上述のロス&ダメージと同様、方策の達成度合いに応じた資金支援の要求が発生するのを避けていたからだと思われる。しかしながら昨今の気候変動由来の災害激甚化を受けて、GGAについてもそのフレームワークの必要性が認識されCOP27で議論がスタートし、COP28で結論を得ることとなった。

Ⅲ. COP28の概要と今後の課題

では、今までのような議論を経て、COP28ではどのようなことが決まったのか、そして今後の課題にはどのようなものがあるのかについて述べていくこととする。

1. COP28の主な決定内容について
(1) 初のグローバルストックテイク(GST)が実施され、それに基づく具体的な取り組みが決定文書に明示された

主なメッセージは以下のとおりである。[出典: IGES/GISPRI (20240118) COPシンポジウム資料集]

① GHG排出量を1.5℃の道筋に沿って大幅、迅速かつ持続的に削減する必要性を認識し、締約国に対し、パリ協定とそれぞれの国情、経路、アプローチを考慮し、国ごとに決定された方法で、以下の世界的な努力に貢献するよう求める。

(a) 2030年までに再エネ容量を世界全体で3倍、エネルギー効率改善率を世界平均で年率2倍にする。

(b) 対策が講じられていない石炭火力の段階的削減に向けた取り組みを加速する。

(c) ネット・ゼロ・エミッションのエネルギー・システムに向けた取り組みをゼロカーボン燃料・低炭素燃料を活用して、今世紀半ばまでに、あるいは今世紀半ば頃までに世界的に加速する。
(d) 公正、秩序ある、衡平な方法で、この重要な10年間の行動を強化しつつ、2050年までのネット・ゼロ達成を目指し、エネルギーシステムの化石燃料依存から脱却する。

(e) 再エネ、原子力、特に削減が困難なセクターにおける炭素回収・利用・貯蔵などの削減・除去技術、そして低炭素水素製造などの、ゼロ排出および低排出技術を加速する。

(f) 特にメタンを含めた非CO₂ガスの排出削減を2030年までに世界的に加速し大幅に削減。

(g) インフラの整備やゼロエミッション

車・低排出車の迅速な導入など、さまざまな経路で道路交通からの排出削減を加速する。

(h) エネルギー貧困や公正な移行に対処しない非効率な化石燃料補助金を可能な限り早期に廃止する。

② NDCは5年ごとの目標を指しているが、2030年43%減に加えて2035年60%減の必要性が明記されたことを受けて、特に先進国には2035年の目標について2024年末の提出が要請された。

(2) 個別エネルギー（化石燃料）に関する合意が初めて実現した

具体的には①の(d)にも記述されているように化石燃料から2050年ネット・ゼロ達成のための転換（＝脱化石燃料依存）をするということが明言された。

過去のCOPでは、成果文書の決定には各国におけるエネルギーの供給構成などが異なっていることを踏まえ、具体的な種別の取り扱いについては言及されなかった。例えばエネルギー調

達を自国でまかなえるアメリカと輸入に頼る日本、またほぼ化石燃料の比率がゼロであるドイツと総発電量の7割が石炭に頼るインドとでは取り組み方が異なるため、各国の行動や政策を縛る懸念から、具体的個別の燃料種別については明言が避けられてきた。しかし、昨今の気温上昇、気候変動起因の災害激甚化やIPCCの報告等を受けて、化石燃料については「脱却」という方向性が示された。

(3) ロス&ダメージの基金拠出について具体的仕様が整った

Ⅱにおいて述べたとおり、ロス&ダメージの対立は気候変動問題における先進国と途上国間の対立の中核でありCOP28での最大の争点と思われるが、COP28初日にあっさりとは決着した。結果として、COP開催前にフレームワークを協議していた基金設立の準備委員会がまとめた案がそのまま合意をみた。

このような結果に至った背景には、もちろん「今ある危機」として災害の

激甚化やその全世界レベルでの拡大もあるが、COP28の議長をつとめたUAE出身のジャベル氏の存在が大きいと思われる。開催前は彼がUAE国営石油会社のCEOであることから、欧米や島嶼国をはじめとして化石燃料擁護の急先鋒となるのではないかとの批判が出されていたが、ジャベル氏はCOPでの議論を円滑に展開させるべく、参加国の主要メンバーに向けてロス&ダメージ基金だけでなく、決定すべき論点を整理し発信し、周到に根回しするなど、従前のCOP議長とは違ったスタンスで本会議に臨んだ。結果としてロス&ダメージ基金だけでなく、化石燃料への言及やNDC作成への具体的メッセージの完成などにも結びついたと評価する声も多い。

最後に「適応」についても触れておく。前述のとおり、COP26においてGGAの作業計画が発足したが、今般COP28ではその枠組が大筋で合意に至った。「グローバルな気候レジリエンスのためのUAE枠組」と命名され、水不足、農業生産、健康への影響など

7つのテーマごとに目標が設定され、その実行度合いを管理していくというものである。いままではプロトタイプ化がなかなか進まなかったが、今回はようやく具体的な取り組みが決定されるに至った。

2. 今後の課題について

ではCOP28の結果を受けてどのようなことが懸念されるのであろうか、あくまでも個人的な見解ではあるが、以下の諸点が考えられる。

(1) そもそも1・5℃目標に向けたCO2削減は可能なのか「以下のデータについては「有馬純(2024/01/04) COP28の結果と評価」による」

最近のCO2排出量を世界ベースで見ると、2019年から20年は5・5%削減されたが、それ以降は増加に転じている。この19年から20年の削減はコロナ禍における経済活動の停滞によるものであり、通常の経済活動が再開された後は増加に転じていることがわかる。ここから先2030年に43%、

2035年に60%を達成するためには23年から30年では9%、さらに30年から35年では7・6%の削減が必要となるとされている。特に23年から30年までの7年間はコロナ時の削減幅より2倍近い削減が必要になることを考えると、現状の技術レベルなどを所与すれば達成は不可能であるとも考えられる。

(2) 排出量のデータは検証しなくてよいのか

2023年の12月にJAXAの温室効果ガス観測技術衛星2号「いぶき2号」が、中国の7万3000地点から出たCO2の濃度を測定したところ、中国が提出している統計上のCO2濃度より3倍になっているという報告があった『読売新聞』(2023/12/09)」。その一方で日本やアメリカのCO2排出量は提出されているデータとほぼ一致していた。中国は2023年ベースで世界全体の排出量のうち32%を占めるCO2排出大国である。これがもし実際にその排出量が提出データの3倍ということになれば、乱暴な言い方をすれば

ば地球全体の排出量をもう一つ作るこ
とになり、現行の取り組み等は大幅な
見直しが必要になりかねない。中国に
限らず、特に統計整備や観測技術に乏
しい途上国のデータについては詳細な
検討が必要であると思われる。

(3) 脱炭素化はもっと幅広い視野で 検討すべきではないか

温暖化の対策は狭い意味での削減策
である「緩和」や対処方策である「適
応」だけでなく、もっとさまざまな観
点から検討すべきではないかと感じて
いる。例えば、食糧危機との関連でい
えば、食糧確保のための農耕地開拓は
森林伐採等を伴いCO₂吸収源が減少
することから、原則としてCO₂削減
とはトレードオフの関係である。とす
ればCO₂削減のみを優先することで
は人々の理解は得られない。

また気候変動に伴い住む土地を追わ
れた人々を「気候難民」と呼んでいる
が、昨今その数は紛争等による難民の
1・5倍になるとの推計もある。もし
難民として扱うのであれば、その対応

は難民条約との関連性を視野に入れた
外交問題として捉える必要が出てくる。

3. 結びに変えて

2024年3月1日に国際エネルギー
機関（IEA）は昨年のCO₂排出
量が最高を更新したと発表した[IEA
(20240301)「CO₂ Emissions in 2023」]。

これは374億トンで昨年よりも4
億1000万トン増加したが、再生可
エネルギーの利用が大幅に拡大した
ことにより増加量が抑えられたとして
いる。また2019年から23年の間、
再生可能エネルギーの伸び率は化石燃
料の導入よりも2倍になり、もしこの
成長がなければ世界の炭素排出量の増
加量は3倍になっていただろうという
分析もある。

また過去10年間、世界の炭素排出量
の増加率は0・5%で、1930年代
の世界恐慌以降より最も小さい10年間
であった。先進国の炭素排出量に至っ
ては昨年よりも4・5%減少して50年
前の水準に戻っている。

確かにCO₂削減への道のりは険し

いものがあるが、全世界レベルでの取
り組みは確実に具体化してきているの
も事実である。世界全体が危機意識を
共有していけば、さまざまな課題はあ
るとはいえ、温暖化防止は実現ができ
るのではないかと私は希望し、そう予
測したいと考えている。

(2024年3月7日・公開講演会)

筆者略歴（まえかわ・のぶや）

1963年4月17日、東京生まれ、
60歳。1987年3月、慶應義塾大
学商学部卒。1987年4月、東京
電力入社。以降、労務管理、人事、
出向先にて地域開発研究等に従事。
1995年7月～1998年6月、
英国オックスフォード大学にて開発
経済学修士課程を修了(MSc取得)。
以降、海外電力事業でのコンサルティ
ング、原子力部門の経営管理、人材
育成等を経て、2017年5月、一
般財団法人 地球産業文化研究所
地球環境対策部長に就任、現在にい
たる。

公開講演会記録

アーカイブス 中国残留孤児・
残留婦人の証言

元上智社会福祉専門学校講師 藤沼敏子



1. はじめに

1990年頃、私は日本語教師をしていました。そのとき、中国残留婦人の村上米子さんと出会いました。彼女は岩槻市の県営住宅で開催されていた中国帰国者のための日本語教室の世話人をしていました。彼女の語るそれまでの人生経験に圧倒され、同じ団地に住む残留婦人たちにもお話を伺いました。それから私の関心は日本語教育から中国帰国者の福祉問題へと移っていききました。

あれから30年以上が経ち、さまざまな出来事、出会いがあり、紆余曲折がありました。途中、中断しましたが、多くの方に協力いただいて、中国残留孤児・婦人たち、先の戦争に関わる満蒙開拓青少年義勇軍、従軍看護婦、軍人、サハリン残留者、沖縄、台湾、満州からの早期帰国者などへのインタビューは、いつの間にかおよそ250人になっていました。

ホームページ「アーカイブス 中国残留孤児・残留婦人の証言」を2013年に立ち上げ、インタビューをしてはホームページにアップし、一人ひと

りのお話を文章にまとめる作業をしてきました。そして、4冊の書籍を上梓しました。2019年に『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』（2022年に改訂版を出版）、2020年に『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（上）―北海道・東北・中部・関東編―』『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（下）―関西・山陽・四国・九州・沖縄・中国の養父母編―』を上梓し、『2021年、612冊の応募の中から日本出版文化賞の大賞を受賞』、2021年に『WWII 50人の奇跡の命』で満蒙

開拓青少年義勇軍、従軍看護婦、軍人、サハリン残留者、沖縄、台湾、満州からの早期帰国者の体験をまとめ出版しました。

これまでホームページに公開してきたインタビューの総数は185人。そのうち書籍に掲載したインタビュー総数は146人でした。また、YouTube掲載実数はおよそ224人（うち、限定公開16人）。ビデオテープの劣化、不意なことでYouTubeに掲載できなかった人は約30人。実は、1990年前後のインタビュー動画は、残念なことにビデオが古すぎて業者に出示してもほとんどデジタル再生処理ができませんでした。ところが、NHKが残留婦人の番組を作りたいと、2022年3月にわが家に来て、「未発表のビデオはないか」と古いビデオテープを探し回り、数本ですが復元に成功しました。そんなわけだけでインタビュー総数はおよそ250人になります。

2. 出会いに導かれて

最初の出会いはある村上米子さんの住む団地に通っていると、問わず語りに残留婦人としての経験を語ってくれました。敗戦直後の艱難辛苦と、強い望郷の思いを抱えながらも遅々として帰国できなかった歳月の長さ、帰国後の生活の困難などを聞いて、強い衝撃を受けました。個人的な興味から同じ団地に住む7人の残留婦人にもお話を伺いました。特に生活保護受給をめぐる彼女たちの嘆きを聞き、「福祉は何をしているのか」と、強い怒りを禁じ得ませんでした。生活保護が中国帰国者の生活保障制度としてそぐわないばかりか、彼らの人権さえも侵害し、人としての尊厳を傷つけていると思いました。「孫に小遣いをやってはいけない」「遠くから会いに来た娘に」お昼ご飯をタダで出してはいけない。そんな余裕はないはずだ」などと言われた。大学院に進学し中国帰国者の福祉問題について調べたいと思いました。

2人目の出会いは、NPO中国帰国者の会（三鷹）事務局長・長野浩久氏との出会いでした。彼は会長・鈴木則子氏とともに、長春や瀋陽で日本への

帰国の順番を待つ残留孤児たちのために日本語教室を開いたり、肉親捜しや帰国支援と帰国後の生活支援というように広範囲な支援に明け暮れていました。裁判の傍聴に連れて行っていただいたこともありました。彼を通して中国帰国者の置かれている問題の奥深さを知らされました。

3人目の出会いは、元中国残留孤児問題全国協議会会長・庵谷磐氏です。当時、さまざまな疑問を長野氏にぶつけていたので、「詳しい人を紹介する」と言って、8月の暑い日に目黒の自宅に連れて行ってくれました。それから何度庵谷磐氏のお宅を訪問したか知れませんが、栗の渋皮煮を食べるたびに、奥様がお庭の栗で作ってくださった渋皮煮の美味しかったことを思い出します。いくつかの中国帰国者支援団体のキーパーソンを紹介してくださったり、多くの関連資料を提供してくださったりしました。それが「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」（『中国帰国者定着促進センター紀要』第6号）執筆への足掛かりとなりました。いつも

何を聞いても的確な返事が返ってきました。2階に行って私の疑問に関する関連資料を探してコピーしてくださり、訪問の2、3日後には郵便で補足資料が届くということもありました。今思うと、疑問点にすぐ答えてくれる人がいたということはなんと幸せなことだったでしょう。そしてある日「孤児の先行裁判として残留婦人の裁判をしましょう。一緒に発起人になってください」と言われ、残留婦人を生活保護のまま死なせたくないという思いがずっとありましたので快諾しました。ところが、何回か集まりを持った後に、わが家の生活基盤が危ぶまれる事態が発生し、研究からも仕事からも手を引いて家業に従事しなければならなくなりました。

それから10数年の歳月が流れ、4人目の出会いは満蒙開拓平和記念館設立準備室（飯田日中友好協会内）事務局長の小林勝人氏です。ある日突然彼から私の職場に電話が入りました。電話番号は所沢の中国帰国者定着促進センターで教えてもらったということでした。「2013年4月、満蒙開拓平和記念

館がオープンするので、来ませんか。記念館に年表を作るのに、『年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開』を参考にさせていただいた」というものでした。ちょうど家業の廃業を間近に控えていたので、オープンには行けませんでした。7月にのびやかな気持ちで記念館を訪問することができました。帰り道に1990年代にお会いした残留孤児・婦人たちが数人を立科、佐久、御代田、軽井沢に訪ねると、すでに鬼籍に入られていたり、転居先不明だったりしました。「時間がない！ 急がなっちゃー」という思いが強くなりました。小林さんとの出会いとなったこの旅行がきっかけになって、家業に従事していた十数年の空白期間を取り戻すかのように取材旅行に加速がついて、全国に赴くようになりました。

3か月かけてホームページを自分で作り、取材としてはインタビュー動画をアップし、少しずつインタビュー内容を文章にまとめていきました。これはとても大変な作業でしたが、私自身、知らなかったことが多く、一人ひとりのお話は興味

深くて、お顔の皺と方言に魅せられて、彼らの人生に引き込まれていきました。

そして、インタビューした人が200人を超え、そろそろ取材から本を出すことに軸足を移さなくてはならないと思い始めた頃、二人の恩師が期せずして出版社を紹介してくれました。二つの出版社から出版のアドバイスをいただき、それまでぼんやりとしていた出版構想が明確になっていきました。プロの編集者からのアドバイスは、異口同音に「証言集は売れない。厚い本は売れない。一般人向けに、書きたいことのエッセンスだけ凝縮して、200頁前後の一冊にまとめる。それならうちの出版社から出せば、図書館・学校を中心にある程度は売れます」と、言われました。長年出版業界で活躍してきた編集者たちの助言は、きつと正しい。「分厚い証言集は売れない」だろう。証言をまとめているときだったので、この労働から解放されたらどんなに楽になるだろうと、正直心が動きました。しかし、納得しきれない自分がいました。私がしたいことは「彼らの人生を歴史の中に埋

もれさせたくない」「日中の狭間でもみくちやにされてきた彼らを主人公にして歴史の中に一人ひとり誇り高くすくくと立たせてあげたい」「自分の辛酸に満ちた人生を肯定して残りの人生を生きていってほしい」ということで、証言を集め本にしようとしているわけだから、初心を貫こうと決めました。本屋に並んで手に取りやすい売れる本を出版したいのではなくて、一人ひとりの「声を残すこと」だということがはつきりしました。インタビュアーに応じてくれて泣きながら語ってくれた彼女たちの人生をたくさんの人に知っていただきたい。そのため、彼女たちの語りからエッセンスを抽出した「私の本」ではなくて、彼女たちが主人公の「彼女たちの本」を作りたいということでした。

そこで、日本にたった1軒だけのレア苗字を持つ叔母と従妹の「津成」という名前を付けた津成書院という一人出版社を立ち上げ、出版へと動き出しました。振り返ってみると、出会いに恵まれ支えられて今日まで来たということが実感できます。

3. 中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開

所沢にかつてあった中国帰国者定着促進センターで発行された紀要第6号(1998)に、「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」という論文を載せました。私のホームページを見て問い合わせる学生と話していると、当然のことかもしれませんが、歴史的な経緯についての共通認識が持ていないことに驚かされます。怖いのは、マスコミ関係者の一部もまったく誤った認識をし、それを流布している場合があるということです。誤った認識が事実であるかのように世間に広まり独り歩きするのは見過ごせません。ですから、どのような歴史的経緯があったのか、調べたことを記したいと思います。「国等の責務」が明記された「支援法」成立までを論文の中から抜粋要約します。また、論文はネットで公開されておりますので詳しく知りたい方はそちらを参照してください。

1956(昭和31)年、厚生省は引揚者在外実調査を全国都道府県知事に委託し、81万5330世帯の調査が行われました。その結果、昭和32年5月「引揚者給付金等支給法」が成立しました。在外財産補償には触れず、見舞い金のような性格だったようです。引揚者が受けとる金額は、終戦時に①50歳以上の者2万8000円、②30歳以上の者2万円、③18歳以上の者1万5000円、④18歳未満の者7000円。死者に対しても、終戦時の年齢によって右のとおりに給付されました。

1953年3月5日、日赤等3団体(日中友好協会、日本平和連絡委員会)が、国交のない中、人道的立場から交渉を行い、中国紅十字会と「北京協定」を結び、後期集団引揚が再開しました。残留「新中国の建設に必要としてなかば強制的に留用された人々(医師、看護師、各種技術者などの専門職集団)や進んで新中国の建設に貢献しようとした人々」していた技術者および家族など日本人の大半が引き揚げました。しかし、中国人との間

にできた子どもは連れて帰ることはできなかったため、泣く泣く残留した婦人も大勢いました。

1956（昭和31）年6月28日、日赤等3団体と中国紅十字会との間で、いわゆる「天津協定」が結ばれ、正式国交のない中で、夫や子どもたちのために引き揚げるのができない女性たちに一時帰国の道が開かれました。戦犯335名、中国人と結婚した残留婦人、居留民、その他の帰国または里帰りが実現「1956（昭和31）年7月3日第13次船、8月1日第14次船、9月5日第15次船、1957（昭和32）年6月25日第16次船興安丸、舞鶴港に入港」しました。

1957（昭和32）年10月20日には、中国紅十字会訪日代表団が来日し、中国残留日本人調査人名簿と遺骨名簿を発表し、1958（昭和33）年3月4日には、永住帰国者400名以上、遺骨2000柱以上を送還する旨を、中国紅十字会会長李徳全女史より北京訪問中の勝間田清一氏「1908年2月11日～1989年12月14日。政治家。日本社会党委員長、政審会長、国対委員長、衆議院副

議長を歴任」に伝えられました。

しかし、1958（昭和33）年5月2日、長崎国旗事件が起こり、岸元首相の中国敵視政策により、日中国交断絶に入っていました。1961（昭和36）年、引揚援護局は援護局と改称し日赤・中国紅十字会に、帰国希望日本人の出国許可など個別に引き揚げの援助等申し入れを行って、民間・市民レベルでの努力で引き揚げは細々と続いていた。1972年の国交正常化の少し前（5～6年）から、日中双方の合意のもと日本への帰国希望者を通達や通知などで緩く受け入れ始めていました「厚生省援護局通知（援発406号、1046号、1210号）等」。帰国が始まると、多くの方は出身地であり身元引受人が住む故郷の田舎に帰っていきました。しかし、そこでも職を得ることは困難でした。また、中国社会は都会と農村では、収入格差が大きく、農村（農村戸籍）から都会に移り住むことはなかなかできませんでした。日本に来たこの機会に、仕事の選択肢も多い都会に住みたいと思う人が増え、都市部へ

の希望が集中しました。

最初の頃は、本来の目的とは乖離しているけれど、親戚や身元引受人が面倒をみられない場合は、塩崎荘などの更生施設「生活保護法による保護施設のひとつ。身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする者を収容して、生活扶助を行うことを目的とするもの」が中国帰国者を受け入れていました。有志により塩崎荘の中にも日本語教室が開設されました。受け入れ制度が何もない中、現場職員の工夫と努力に依存していましたが、さまざまな混乱が生じ問題は頻発していました。

1972（昭和47）年の国交正常化以降、中国残留邦人の一時帰国、永住帰国が始まり、中国帰国者に対する援護政策は、終戦直後の引き揚げに関する指令に基づく施策の延長として、その法的根拠を欠いたまま「通知」や「通達」などの行政施策のみで対処されてきました。そのため「肉親捜し」においても「帰国」においても、民間主導、厚生省の追従が続きました。

1974年から、民間の手により肉

親捜しが始められ、翌年から厚生省による調査も始まりました。1973（昭和48）年には、「日中友好手をつなぐ会」〔映画「望郷の鐘」の山本慈昭氏が有名。手をつなぐ会に寄せられた肉親捜しの依頼などの手紙、写真などを『朝日新聞』が取り上げると、大きな反響が寄せられた。民間の手による本格的な肉親捜しが始まる〕「中国帰国者三互会」「春陽会」「凍土の会」などのボランティア団体が立ち上がり、1974（昭和49）年8月15日、『朝日新聞』が「生き別れた者の記録」として大きく報じ、世論の関心が集まることとなりました。翌1975（昭和50）年3月12日、厚生省は、終戦時中国に残留させられた日本人孤児の身元調査のため、第1回の肉親捜しの公開調査を始めました（『朝日新聞』）。

中国から日本へ永住帰国ないし里帰りした日本人関係者は、9月末現在で約1000家族、約2200人と北京の日本大使館は発表しました（『読売新聞』1975年10月10日）。しかし、11月22日、法務省は中国帰国者の入国に関しては原則として外国人として取

り扱うと通達を出しました（法務省入管局登録課長発第826号、第9669号）。そのため、日本に国籍がありながらも、「帰化」を強いられるといった理不尽なことが行われました。『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』の第2章に登場する中島千鶴さん（長野県）は、日本国籍があり、再三ボランティアの支えで裁判所に赴き、帰化を拒否しましたが、裁判をする資金もなく最終的には帰化を受け入れざるを得ませんでした。そのため、中国残留邦人支援法（旧）ができたときに、「対象外」とされてしまいました。その後支援者の熱心な働きかけで支援法の適用となったケースです。また、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（下）』の証言42に登場する奥山イク子さんは、帰化を拒否して裁判を起こし勝利しました。これ以降、日本国籍のある中国残留日本人の帰化はなくなりました。

厚生省は当初、永住帰国の門戸を狭くし、国費帰国は原則として「身元未判明孤児のみ」（援発206、208号）

を対象としており、その場合にのみ厚生省が帰国手続きを行ってきました。残留婦人や身元判明孤児は自費帰国で、本人または親族が負担し、どうしても負担できないときは、その旨の申し立てを行って、認められた場合には厚生省が負担するという方策をとっていました。ですから当初、身元判明孤児は日本に住む親族の援助で自費帰国しました。

入国管理局では、外国人と同じ扱いであるため、「身元保証人」が必要とされ、出入国管理及び難民認定法上の身元引受人に、「身元保証人」が位置づけられました。連帯債務が生じた場合には、財団法人中国残留孤児援護基金がその責を負うことになっています。親族が日本への帰国を嫌がって身元引受人を拒み「財産分与の問題や、経済的支援ができないなどの理由で断るケースが多かった。また、身内に中国帰国者がいることで、「満州帰り」が知られることを恐れ、古傷に触れられることなどを避けたためと考えられる」、日本へ帰国できないというケースが多発しました。そのため、途中から親族の同意がなくても、代わりに満蒙開拓団を送り出した側の

市町村の職員や、支援者が身元引受人になれるような制度「特別身元引受人制度」ができました。

1984（昭和59）年、所沢市に中国帰国者定着促進センターが開所し、日本語指導、定着自立指導が開始されました。国内の中国残留孤児の引揚援護政策が遅々として進まない中、1984年、中国残留日本人孤児問題の解決に関する日中政府間口上書「庵谷磐氏の話では、中国政府から、早く帰国させるようにと促されてきた口上書だという」によって、初めて日本の親族の有無にかかわらず、日本への永住許可が可能になり（残留婦人については、先送り）、残留孤児の帰国が実現できるようになりました。

この間、さまざまな民間ボランティア団体が各地で活動を始め、それぞれ引き揚げ支援や生活支援を行っていました。ボランティアでは解決できない多くの問題を抱えながら各団体でロビー活動もしていました。特に長野県の阿智村から毎月のように厚生省に折衝に通っていた日中友好手をつなぐ会の山本慈昭氏の活動は有名でした。各団体が互いに、



前列左から、三互会・和泉氏、同友会・庵谷磐氏、国際善隣協会・藤沼氏、中国大使、山本慈昭氏、郡司彦氏、菅原幸助氏。1984年5月（写真提供：山永妙子氏）

意見交換を行いそれらを集約し、要望をまとめて政府と交渉する組織として、中国残留孤児問題全国協議会が1984年に結成され、長くその会長を庵谷磐氏「元満鉄職員で、『撫順炭礦終戦の記』を著している。長く満鉄会理事」が担っていました。唯一の政府との交渉機関でしたが、その任務を全うすることなく解散してしまいました。原因を庵谷磐氏（中国帰国者問題同門会）と千野誠二氏（中国残留孤児の国籍取得を支援する会）、沼波万里子氏（中国残留孤児問題全国協議会理事）が運営する中国帰国者のための日本語教室を手伝っていた山縣紀子氏、三者に尋ねると、三人とも同じ返答内容でした。「発言力の強い一人の人のスタンドプレーが目立ち、反対意見を恫喝するような雰囲気になれなくなって、一人ずつ抜けていった」ということでした。温度差はあれ、国が積極的な施策をとらない中、多くの民間ボランティア団体は、中国残留孤児たちの引揚援護に尽力しました。朝日新聞をはじめマスコミ各社が取り上げるようになると、ボランティア

団体には全国各地から多額の寄付も寄せられるようになりました。帰国を待つ孤児たちのために、瀋陽、長春で日本語教室を開催していたところ(中国帰国者の会、その他)もありました。

すでに帰国ラッシュは始まっており、1988(昭和63)年3月8日、自立研修センター(第2次センター)を全国に15か所設置することになりました。山形、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、愛知、大阪、京都、兵庫、広島、高知、福岡、長崎、鹿児島です。その方針は、「適度の集中と適度の分散」とされ、都市への集中や、特定の自治体への集中をかわすことが意図されました。背景には、自治体による受け入れ体制の差異は口コミによって帰国者の間に、「○○天国、△△地獄」というように広まり、東京や大阪などの都市部への集中を生んでいたことがあげられます「自治体によっては、生活保護の基本原則を無視し、中国帰国者については、一律に帰国直後の3か月間のみというところがあれば、いっさい支給しない『あの戦争さえなかったら』上巻の証言28、29」というところもあった。財政が

豊かな都市部では、本来の生活保護の原則が適用されるところが多かった」。

また、身元の判明した残留孤児は、肉親が受け入れを拒否すると帰国できませんでしたが、1989年から可能になりました。残留婦人等は、1991年から帰国可能になりました。1993年の中国残留婦人「12人の強行帰国」は、世間の注目を集め、議員立法「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(1994年)成立の契機となりました。それまでの残留孤児・残留婦人に対する援護政策は、基本的には「個人的な問題」として、本人ないし肉親が自分で解決、処理すべき問題で、それができないときに初めて政府ができる範囲、必要な限度で援助するとの姿勢で扱われてきました。この「支援法」によって、初めて「国等の責務」としてその責任の所在が明確にされました。

その後、2008年1月、支援法の改正法である新支援法ができましたが、多くの課題は積み残されたままでした。親族の支援などがなく自費で帰らざるを

得なかった貧しい農村部の人々は、ただ黙々と順番が回ってくるのを待っていて、帰国できることになったときには中高老年になっていたという人も少なくありません。50代、60代になって帰国した2世3世は、日本語学習が高い壁になり、やっと日本に帰国できても、就労や社会生活への不適應などの問題を抱え、経済的にも立ち行かなくなり、親族の援助に頼る生活になりがちで、諦めてまた中国に戻っていくというケースもあります。満蒙開拓の歴史やその後の援護政策を丹念に調べてみると、敗戦のときだけでなく、その後も何十年と中国残留日本人をあからさまに拒み続け、棄民政策が続いていたと言わざるを得ない状況がみてとれます。2世3世への生活支援サービスや生活保障制度を早急に確立すべきときであると思います。

4. 書籍と動画、二つの媒体で証言を残す試み

膨大な語りをありのままに編集なしでホームページに載せ、書籍とインター

ネットと、二つの媒体で証言記録を残すということは、たぶんどなたもしていないことだと思います。本を読んで動画を見れば、確かに「その人」は存在し語っています。4冊の本の読者のご自身の目や耳で、ビデオを通して証言者の表情、しぐさ、声のトーン、顔に刻まれた皺、息遣いなどから証言内容を確認することができます。

日本と中国の歴史に翻弄されながら生きてきた残留孤児・婦人たち、先の戦争に関わる人々へのインタビューは、いつも驚きの連続でした。戦後生まれの私などの想像を超える艱難辛苦を生き貫いてきた彼らの話す一言一言を漏らさず掬い上げようとしても、その話題に踏み込むことによって、話し手を傷つけてしまうのではないかという私自身の躊躇から、指の間からすり抜けるのを見送るだけのときもありました。

「2歳の妹をここで、牡丹江で、川に流したの」と聞かされても、看護婦として保健婦として生きてこられた中島多鶴さんに、私は何の反応もできませんでした。また、高齢の残留婦人が、

「(ソ連兵に)みんなやられたのです」と、言っても「あなたもですか?」とは、聞き返すことはできませんでした。「行間を読む」のは文章に限ったことではありません。

一方で、ホームページや YouTube の動画を観た視聴者が、本で証言を確認するということもできます。インターネットと書籍と両方で証言者の人生に触れていただき、彼らの語る人生の背景にどのような歴史があり、どのようにその中を歩んでこられたのか。複数の証言から複眼的に満州の歴史と日本の近現代史を検証することができます。それぞれの人生を通して満洲国とは何だったのか、満蒙開拓団とは何だったのか、国家とは、国民とは何だったのか。

あの戦争を生き貫いて、今を奇跡的に生きている人々の生の声、生き様をインターネット動画と書籍と2つの媒体で後世に伝える試みです。「小さい人」の過去を知り、「小さい人」の現在を理解し、私たちの未来へつなげていくために「尊敬する恩師、森弘之氏は、『インドネシアの社会と革命』の中で「小さな

人または民」からの発想で歴史を学ぶ意義を説かれている」。

(2024年3月14日・公開講演会)

筆者略歴 (ふじぬま・としこ)

元上智社会福祉専門学校・植草学園短期大学講師、元埼玉県国際交流協会日本語講座コーディネーター、元東洋大学国際教育センター日本語非常勤講師、東洋大学大学院社会福祉学修士号取得、総合研究大学院大学博士課程後期満期退学。

文化庁「中国帰国者のための日本語教育調査研究部会(試行)」元委員。著書:『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』(2019年)、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち(上)』(2020年)、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち(下)』(2020年)、『WWII 50人の軌跡の命』(2021年)。

是彼員会

【八幡地区】

日本製鉄株九州製鉄所を見学して

志村照彦

2024年2月19日下関経由で予定通り小倉駅に着き、天候はやや小雨模様であったが、会社側のバスで同製鉄所総合センターに着いた。

途中に、合併前の住友金属工業の大きな建屋が2棟あり、関心をもってバス車内から見学した。総合センターの中は、社員の出迎え関係者を除き、当日午後からの見学者は140名だった。

当方、新日本製鐵の名称の時期に、過って、大阪本社資材部担当の方と一緒に千葉の製鉄所を訪問したことがあり、今回の九州製鉄所は、熱延鋼板製造ラインに通ずる「鉄製の階段」が急こう配のため、安全に留意して上った。また次工程の案内板の近くに、女性ガイド役の方がおられ、説明が丁寧で、事前に聞いておいて役立った。

今年は、米国USスチールを買収するという大きなプロジェクトの実行を

控えているためか、中田昌宏所長の挨拶では、地域の住民の方々、今回の見学イベントを含め、今後、前向きに「見学会」を実施したいとのこと。

会社から、「NIPPON STEEL 九州製鉄所」および「DXで進化する鉄づくり」のパンフレットをいただいたので、主要な項目について、ポイントをまとめたいと思う。

(1) 品質管理マネジメントシステム

●JK活動（自主管理活動）について
各職場の問題を取り上げ、解決に挑戦するサークル活動のこと。所員一人ひとりが能力を高め、互いに人間性を尊重すること、活力ある明るい職場をつくり、社会の発展に貢献することを目的とする。

(2) (八幡地区) 製造工程の主要設備について

- ①高炉：上部から原料を入れ、下部から1200℃の熱風を吹き込む。熱風と還元反応により、炉内の温度を2200℃まで上昇させ、鉄鉱石を還元・溶解させ銑鉄を作る。高炉には無数のセンサーを取り付けており、炉内の状況を24時間集中監視している。
- ②製鋼：銑鉄から強くしなやかな鋼を作る。転炉では、高圧の酸素を吹き込むことにより炭素や不純物を除去し、続く2次精錬設備で鋼の特性を引き出していく。溶鋼は連続鑄造設備でスラブやブルームの形に固めて切断する。
- ③熱延：スラブを900～1200℃の高温で圧延し、1・2～25mm程度にさまざまな厚みのホットコイルに作り込む工程で、ステンレスや電磁鋼板などの特殊鋼も製造している。
- ④冷延：熱延工場で作られたコイルを常温のままさらに薄く圧延しさまざまなサイズ・表面性状・材質に仕上げる工程で、製品は高度な検査設備と熟練の作業者の目により品質確認が行われる。
- ⑤CGL (Continuous Galvanizing Line)：薄板を焼きなまし(鋼を軟ら

かく、加工しやすくする熱処理)、その表面に溶接した亜鉛やアルミなどをメッキすることにより、鋼板の耐食性や塗装性、成形性などを備えた表面処理鋼板を製造している。

⑥ブリキ：0・2mm程度にまで圧延した極薄鋼板上に錫などを電着させ、薄いメッキ層を形成することにより、耐食性や溶接性に優れた飲料缶や食料缶などの容器に用いられる表面処理鋼板を製造している。

⑦スパイラル鋼管：熱延工場で作られたコイルを「らせん状」に巻きながら高速で溶接して作る。直径400～1600mmの大径鋼管を製造している。

⑧軌条：ブルームを断面寸法精度や表面性状に優れるユニバーサル圧延法により圧延し、インライン熱処理を行うことにより耐摩耗性の高いレールを製造している。九州製鉄所では、世界最長である150mのレールを製造することができる。

⑨棒線：直棒、高精度な非破壊全数検査機器で表面・内質欠陥検査を実施。線材は、冷却速度のコントロールを行

い、均一な微細組織と安定した品質の製品を製造している。

⑩チタン：チタン製品は、日鉄ステンレス(株)に委託して製造している。

◎九州製鉄所は、八幡・大分・光の3つの製造拠点で構成され、3つの拠点を一体運営しながら、それぞれが独自性や技術先進性を活かし、特徴ある製品を日本から世界へ供給することにより、日本の中核製鉄所の一つとして重要な役割を果たしているとのコメントがあった。

(3) 日本製鉄のDX推進戦略について

●鉄鋼生産は原料生産→製鉄→製鋼→圧延→加工→流通とバリューチェーンが長く、かつ生産規模も大きいことから、現在はこれら過去から蓄積された膨大なデータを活用することで、さらなる意思決定の迅速化と課題解決力の向上を図る日鉄DXを推進している。同社のDXは、保有する有益なビッグデータを横断的に結合する「つなげる力」と、そのデータを活用する「あ

やつる力」を融合させて製造業の課題にチャレンジしている。

●同社はDXを推進することによって、自社の利益のみならず、社会全体に価値を生み出すことを目指している。鉄鋼業におけるDXはデータで構成される仮想世界ではなく、リアルな現場を相手にしている。デジタルやデータ処理に詳しいだけでは駄目で、鉄鋼業特有の製造・業務に関わる複雑なプロセスの理解が不可欠で、デジタル技術はあくまでも道具でしかなく、いかに業務を改革していくかが大切。

(4) 供給体制の強化について

●日本製鉄は調達環境変化の対応力を高めるため、原料配船計画と生産計画の最適化システムを開発・運用して素早く的確な意思決定を可能にし、高品質な鉄鋼製品を安定的に供給する体制を強化すると同時に、原料調達から生産に至るまでのサプライチェーンの効率化を図っている。どの積地から、どの銘柄をどのくらい、どの揚地に輸送するかを計画したものが、「配送輸送

計画」で、長年配船輸送に関わってきたベテランでも、時間がかかる難しい業務である。

●鉄鉱石の価格は、市況に加え、地政学的な変化の影響を受け、台風の大型化は、積地・揚地での荷役スケジュールや海上輸送に多大な影響を与える。このような国際情勢や気象・海象の変化に対応するためには、配船計画を迅速に立案して、変化が生じたときに即座に見直し、計画を修正する必要がある。そのため、配船計画の最適化により、柔軟かつタイムリーな配船管理が要請される。

●配船計画システムは、2021年から本格運用を開始し、導入によって、従来は1回あたり約35時間要した計画立案作業が、7分の1の約5時間に短縮可能となり、さらに計画の最適化によって、鉄鉱石の輸送効率が10%向上して立案時間が短縮したことで、最新情報を計画に反映できるようになった。

また同社は、出鋼スケジューリングシステムの導入により、若手技能者でも熟練者と同等の週間計画を数秒で数分で導き出すことができるようになり、

生産性の向上につながっている。

(5) 米国 U.S. STEEL CORPORATION の買収について

●日本製鉄は、2023年12月18日、同社の米国子会社である NIPPON STEEL NORTH AMERICA (INC) を通じ、米国の高炉・電炉一貫の鉄鋼メーカーである U.S. STEEL CORPORATION を買収すること、および U.S. STEEL との間で本買収に関する合併契約を締結することを決定した。

●本買収は、日本製鉄の海外事業戦略に合致するだけでなく、規模および成長率が世界的に見ても大きいインド、ASEAN に加えて、先進国である米国に鉄源一貫製鉄所を持つことによるグローバル事業拠点の多様化の観点からも、大きな意義のある投資と判断した。本買収により、同社グループのグローバル粗鋼生産能力は、約8600万トンまで拡大し、さらなる広がりを持つことになる。

日本製鉄と U.S. STEEL が有する、

電磁鋼板や自動車鋼板などの高級鋼製品に関する技術力を活かした製品・サービスを提供することで、顧客と社会に広く貢献し、「総合力世界ナンバーワンの鉄鋼メーカー」として共に前進する抱負を持つ。

●海外事業担当の森高弘副社長は、買収手続きに変更がない点を明らかにし、米国で買収に反発する動きが出ていることに対し、「想定内の反応だ」と述べた。また同氏は「全米鉄鋼労働組合 (USW) と一致点を見いだせば (政治的な反発は) 静かになるだろう」と言及した。焦点は対米外国投資委員会 (CFIUS) の審査である。

買収認可の実務的な審査を担う CFIUS は鉄鋼業界の競争力低下や第三国への情報流出がないかなど、米国の経済安全保障にどういった影響があるかという視点で慎重に審査するとみられている。

メディアの情報によれば、4月から9月頃までに具体的な交渉の進捗と成果があれば、期待が持てるが、政治活動の動きがどのようになるのか、注視する必要がある。

陶々俳壇

会
句
結
果
2024年1月

兼題 「初夢」

馬場由紀子

枯枝にかかりし月や牡丹鍋

日野正子

◎明良

流暢な調べに惹かれました。

◎紅朽

猪肉は豚肉より脂が少なく、淡泊な味わい
が特徴。丹波篠山は秋から冬にかけ、栗、
お米、黒枝豆、松茸などの収穫で賑わう季
節で十一月に狩猟が解禁となり猪鍋の季節
となる。枯れ枝に月がかかる夜の牡丹鍋は
体も温まることであらう。

◎由紀子

家の中では熟々の牡丹鍋。家人、あるいは
気のあった仲間や親戚が集まってる賑わい
になっているかもしれない。外は冬の寒々
しい光景が広がっているが、家庭の平安を
見守るかのよ月に月が冴えわたっている。

念ずれど思ひ届かぬ初夢よ

〃

◎紅朽

新年に見る夢によつてその年の吉凶を占う
習慣がある。「一富士二鷹三茄子」に続き
「四扇五煙草六座頭（しおうぎ）たばここ
くきこ」などがめでたい夢の代表といわ
れる。それぞれ意味があり、江戸時代に普
及したといわれるが、眼りの浅いレム睡眠
時に見る夢は願ひ通りに見るといわけに
いかない。悪夢であっても考え過ぎず前向
きに過ごしたい。

組板を変えて寒鰯捌きけり

大内善一

◎正子

新年を迎える意気込みが伝わってきます。

◎紅朽

大きな鰯や鯛をさばくには厚さ3cmのひの
きで力強く包丁を使ってもビクともしない
まな板が必要。一匹丸ごとまな板に乗せて
もはみ出さないのてよく切れる包丁で思い
切りさばける。

◎明良

大きな魚だから組板も相当のものが必要で
しろう。

夜神楽や無骨な腕見え隠れ

〃

◎二三四

武骨な腕というところはだん肉体労働にいそ
しむ人でしょうか。地域の人びとが代々伝え
てきた田舎神楽の景と読みました。篝火に
照らされた観客の表情も見えそふです。

初詣己の道を尋ねたり

瀬崎明良

◎由紀子

己の道を探しあぐねている作者。人は一生
探し求めて生きていくのかもしれない。

地獄谷見上げる先に富士の雪

〃

◎善一

地獄で始まりきよとしたあとの展開がい
い。新春らしい景でめでたい句です。

◎紅朽

大涌谷から吹き上がる硫黄を含む噴煙と雪
をいたく富士山とのコラボ（組み合わせ
の意外性、付加価値の創造）は最高。

◎由紀子

「地獄」と「富士」の対比が面白い。もしか
したら、作者の今を「地獄」に置き換えて、
理想を「富士」に見ているのかもしれない。

書き込みもまばらなままに手帳換ふ松島二三四

◎正堂

加齢と共に手帳の書き込みもめっきり減っ
てしまったのにまた求めてしまった。

◎善一

生活感あふれる佳句。

◎正子

「手帳換ふ」は季語ではないが、この句を
読めば暮の感覚が伝わってくる。しかし、
手帳には、いろいろな種類があり、最近で
は年度で始まる手帳も多いので季語として
使つのは難しいでしょう。

また散れる羊の群れや夜の咳

〃

◎明良

眼れるように数えているのに大変ですね。

◎由紀子

夜の咳は厄介である。落ち着いたかと思つ
とまた立て続けに出てしまふ。羊も右往左
往で忙し。

●正子

羊が一匹、羊が二匹……ですね。

初夢は故郷新京の街の景

橋本紅朽

◎二三四

善隣の句会ならでは。新京の街はさぞ美し
く活気があったことでしょう。

◎明良

私は幼かったで景が浮かびません。

◎正堂

もう夢でしか見るこのできない故郷。常
の夢に出てくるのかもしれないが、初夢に
見るとより切なさが増している。

◎由紀子

初夢を忘れても戦後忘れ得ず

〃

◎善一

引き上げの苦勞を思えば、あとの苦勞は何
でもないとお聞きしたことがあります。

◎正子

◎正堂

甘辛きがめ煮切なし節料理

馬場由紀子

◎善一

がめ煮はお正月や祝いの席で振る舞われる福
岡の代表的な郷土料理で、がめ煮（この名前
は博多弁で「寄せ集める」という意味の「が
めくり込む」が由来である）という説やスポン
を野菜と煮たことから始まった料理なので
「亀煮」と呼ばれるという説がある。筑前煮と
同様、鶏肉、ニンジン、レンコン、ゴボウ、
コンヤクなどの具材を油で炒め、砂糖と醬
油で味付けし甘辛く煮る。そのため筑前煮の
博多名称といわれることもあるが、がめ煮は
「骨付き」の鶏肉が使われることが多く、筑
前煮では「骨付き」は使わないと相違点があ
る。「切なし」とは節料理が、がめ煮でないこ
とが「悲し〜い」という意味であらうか。

◎明良

福岡の郷土料理ですね。

●由紀子

「切なし」の措辞が浮いてますね。要再考。

初夢に涙す父母の若ければ

〃

◎二三四

若かったころの両親が夢枕に立たれたの
ですね。夢を見ている作者も子どもどものとき
の気持ちのままに。

◎明良

眼りが深くあまり夢を見ませんが……。

*旧かな、新かな、作者の意図に任せる。

中国

ウエッチング

編・訳 上松玲子

チャットアプリの遺言は無効

2021年7月16日、劉さんはWeChatの家族グループにメッセージを投稿した。健康状態を憂慮し、遺言を残す、自分名義の資産は全て娘に遺すという内容だった。

劉さんの死後、その財産、車、株式、預金などの遺産はもう一人の相続人である劉さんの実母が所有し、孫娘の相続問題に協力しなかった。

母親のWeChatのメッセージは遺言書であり、母の真の願いであると娘の李さんは信

じていたが、母の実母である祖母はこの遺言は法的に無効で、法定相続に従って処理されるべきであると考えていた。

そこで李さんは祖母を裁判所に訴え、遺言に従って母・劉さんの財産の相続を求めた。

裁判所は、劉さんが残したWeChatのメッセージは確かに本人のアカウントから送信され、氏名や日付が記されていたが、法律で定めたいかなる形式の遺言書にも準拠しておらず、無効で、法定相続が妥当と判断した。最終的に両者は調停で合意に達し、実母が相続権を放棄することで決着した。

新民法の施行後、ビデオ遺言と印刷遺言という2つの新しい遺言の形式が追加され、現在は公証、自筆、代理、音声とビデオ、印刷、口頭の6つ遺言の形式がある。遺言書を作成する際には、形式は非常に重要であり、どのような

種類の遺言書であっても、有効であるためには法律の規定に従わなければならない。

〔雲南法治報〕2024年3月12日

家電リサイクルに本腰

中国で毎年廃棄される主要電気製品は2億台を超えた。毎年平均20%増加している。

これら廃棄物には再利用可能な鉄、レアメタル、貴金属、プラスチック、ゴムなどの資源が含まれている。先頃発布された「大規模設備更新および民生品買い替え時回収行動計画」では、古い電気製品の回収においては、新品購入時の回収に力を入れ、中古品としての二次利用や再生利用のサイクルに結び付けるモデルが示されている。

データによれば、一部の携帯電話の耐用年数は平均2・2年ほどで、毎年平均4億台が棄てられるが、そのうち専門回収業者に回収されるのは

わずか5%にすぎない。理由は、中古品が金にならないからだ。査定の過程や基準が不透明で、消費者は回収品市場を信頼していない。さらに、スマホには大量の個人情報記憶されており、単なる初期化や出荷時に戻す処理では安心できないと思われる。

「計画」は市民や企業からの廃棄物回収時にみられる顕著な問題に焦点を当て、買い替え時に即回収するという物流システムと回収モデルを示している。また、例えば使わなくなった車を自宅に回収に行くなど企業が新品を届けるのとは逆の物流システムを構築するのを助け、廃車手続きや不要になった電気製品を回収に出すなどの行動が誰にとっても当り前のものになるようにネットワークを整えることを提言している。

〔経済日報〕2024年3月24日

電話番号の二次使用リスク

「携帯電話番号の解約は、自分自身を売ることと同じだ。解約手続き後しばらくすると、その電話番号は再び市場に戻される。すると次にその番号を使用する人が、その携帯電話認証を使用して前の持ち主のAlipayやWeChatなどアカウントにログインしてしまうことになる。その結果は想像を絶するものになる」。これは数日前、安徽省の警察官がSNSに投稿した動画の内容だ。これは激しい議論を呼び、個人情報情報の漏洩や財産の安全性のリスクについて人々に不安を与えている。

きないということなのだ。

工業情報化部は2022年に、携帯電話番号とIDカード番号の下6桁を使って、携帯電話番号に関連付けられたインターネットアカウントの数を確認できる「One Card Check 2.0」サービスを開発した。これは現在「Tencent」「Alibaba」「Baidu」「Kuaishou」「Douyin」などの16社のインターネットアカウントを確認でき、「産業情報 WeChat ニュース」「工業情報化部の不正防止特別授業」「中国情報通信技術学院」などのチャネルを通じてチェックできる。

中国政法大学通信法研究センターの朱巍副主任は、「携帯電話番号認証を最小限に抑えるほうが簡単な解決策。IDカード認証のほうが効果的だ」と述べた。登録抹消後の個人情報処理の責任の所在、基準、手順、監督などについて明確な統一ルールが必要だ。

『新京報』 2024年4月8日

防犯カメラに侵入されたら

ある男が18万台以上の防犯カメラを違法に操作、リアルタイム映像を収集して販売。先日、北京市朝陽区人民法院は「サイバー犯罪事件の裁判に関する白書（2019～2023年）」の中で報告した一つの事件だ。被告の巫が技術的手段を通じて特定ブランドのカメラのユーザー名とパスワードのデータのデータベースを取得し、それを自作アプリにのせ、ターゲットのカメラへ侵入したのだ。捜査の結果、男が病院、自宅、老人ホーム、研究室などにある18万台以上のカメラを管理していたことが判明、裁判所は、コンピューター情報システムの不法制御罪に当たると判断し、懲役5年、罰金10万元を科し、不法に得た利益80万元以上を没収した。スマートセキュリティシス

テムが普及すると、「のぞき見」犯罪の主流は効率がよく犯罪露見のリスクも少ない他人の機器への侵入となった。人と機械が分離され隠蔽が容易になるため、発見や証拠の入手が難しくなり、有罪にするのも容易でなくなった。

「世間の目」に晒されながら生きたいと思う者はいない。リアルな「トゥルーマン・ショー」で哀れな主役になりたい者もないだろう。「橋の上で景色を眺める人、同じ景色とそこの人を眺める楼上の人」、この美しい詩が、現実には「のぞかれる」恐怖に変わってほしくない。国民が公私の場面にかかわらず安心感を得るには、関係者が監督を強化し、関係企業が技術力を早急に向上させる必要があると同時に、国民全員が基本的な法的認識、知識、のぞき見への対抗意識を身につける必要がある。

『工人日報』2024年4月10日



会員だより

◎新会員

〈正会員〉

藤沼敏子氏
丸田洋二氏

◆令和6年度第1回理事会の議題（4月18日開催）

今月の理事会は5月に開催される社員総会の議題等を審議した。

〔確認事項〕

3月21日に開催された第12回理事会の議事録（案）が確認された。

〔決議事項〕

以下の決議をした。

1. 新会員2名（藤沼敏子氏、丸田洋二氏）の入会が承認された。

2. 「令和5年度事業報告（案）」を「第1号議案」とする。

3. 「令和5年度決算（案）」を「第2号議案」とする。

4. 「理事6名選任の件（案）」を「第3号議案」とする。

5. 「監事1名選任の件（案）」を「第4号議案」とする

6. 顧問・諮問会委員改選の件

〔報告事項〕

委員会報告（定例報告）
（事務局長 竹前栄男）

同好会だより

〈俳句会〉

毎月第2水曜日午後1時から、オンライン（Zoom）での俳句会を開催しています。

〈お詫びと訂正〉「善隣」5月号の橋

本紅約さんの句「ガザ非難幻影重なる戦後帰国」は、正しくは「ガザ避難幻影重なる戦後帰国」の誤りでした。お詫びして訂正します。

〈謡曲会〉

松木千俊先生のお稽古は一人ずつの個人指導です。

みんなの写真館

ベレンの塔

（表紙）

この優美な建物は、ポルトガル、リスボン市中心部から西に6kmほど離れたベレン地区にあるベレンの塔です。ポルトガルの大航海時代を代表する歴史的な建築物で、世界遺産にも登録されています。もとはテージョ川を行き交う船を監視し、河口を守る要塞としてマヌエル1世が建設を命じたものでした。1520年に完成した要塞は、6層からなるマヌエル様式の塔です。天球儀や、ロープ、海草、貝など船や海に関したマヌエル様式の装飾が随所に施されています。なかでも目を引くのは、胸壁に沿わせたロープとその結び目。その気品ある姿を司馬遼太郎は貴婦人がドレスの裾を広げている姿に例え、「テージョ川の貴婦人」と表現しています。

（姜晋如）

樹齢2000年の古木桜

（表4）

山梨県の山高神代桜（北杜市實相寺）天然記念物。日本三大桜の一つです。あと2本は、福島県の三春滝桜、岐阜県の根尾谷淡墨桜です。

伝説によると、日本武尊が東国へ遠征した際にこの地立ち寄り、記念にこの桜を植えたとのこと。また、鎌倉時代には日蓮聖人がこの桜の衰えを見て、樹勢回復を祈願し再生したため「妙法桜」とも呼ばれます。

撮影日は2024年4月3日午後、生憎の雨天でしたが、満開でした。

（村田嘉明）

2024年 6 月の行事予定

- 11日（火） 14：00 謡曲会（松木千俊先生お稽古）
- 12日（水） 13：00 俳句会
兼題「心太」及び当季雑詠から5句を投句（5月末までに）
- 13日（木） 14：00 公開 第7回対面&オンライン講演会
「最近のベトナム事情」
矢代博昭氏（ベトナム計画投資省 元アドバイザー）
- 20日（木） 14：00 公開 第8回対面&オンライン講演会
「ウクライナー国際政治の不都合な真実」
真殿達氏（麗澤大学元教授）
- 21日（金） 14：00 公開【21世紀アジア塾】<旧【善隣中国塾】>（対面のみ）
世話人：伊大知重男氏・村瀬廣氏（当会会員）
- 24日（月） 14：00 公開 第9回対面&オンライン講演会
「隣の国のことばですもの：茨木のり子と韓国」
金智英氏（立教大学兼任講師）

6 月 の 会 議 予 定

4日（火）13：00	国際交流委員会	26日（水）13：00	東北委員会
<u>6日（木）</u> 13：00	理事会（第4回）	28日（金）13：00	諮問会（第2回）
<u>6日（木）</u> 15：30	広報委員会	<u>28日（金）</u> 14：00	講演委員会（Zoom）
11日（火）13：00	環境委員会		

※下線は通常日程に変更あり。

【7月初めの講演会予定】

- 4日（木） 14：00 公開 第10回対面&オンライン講演会
「生き残りをかけた車載電池事業と日本の政策」
佐藤登氏（名古屋大学未来社会創造機構客員教授、経営戦略専門家）

みんなの 写真館



INTERNATIONAL GOOD NEIGHBORHOOD ASSOCIATION (IGNA)

<https://www.kokusaizenrin.com>

ISSN 0386-0345
二〇二四年（令和六年）六月一日・毎月一日発行

「善隣」第五四八号（通巻八一五）

発行所

〒一〇五〇〇〇四 東京都港区新橋一五五

一般社団法人 国際善隣協会
電話 〇三三五七三三〇五（番代表）